

# 議案

第5号議案～第25号議案

## 第5号議案

令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて

令和3年度における学校教育・社会教育の指導の重点を別添のとおり定めたいので委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

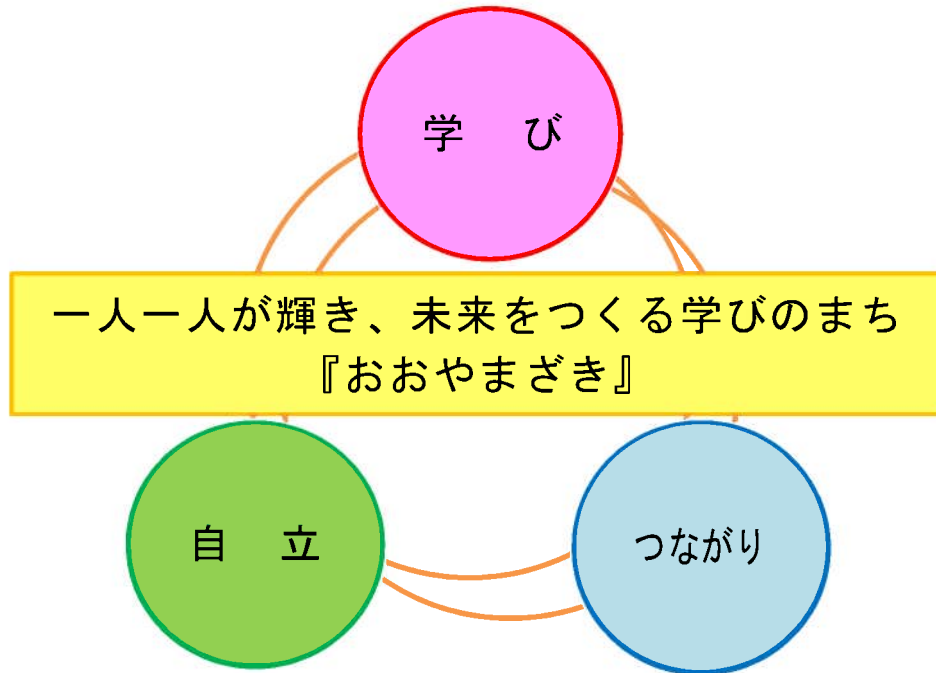
## 提案理由

令和3年度からの本町教育行政の方針として指導の重点を定めたいため提案する。

令和3年度

# 指導の重点

— 学校教育・社会教育 —



## 〈学校教育の重点目標〉

- ・ 小中9年間を見とおした教育活動により、質の高い学力を育成する。  
(小中連携をとおした学力の向上、ICTの活用の充実、英語教育の充実)
- ・ 安全安心で、いじめのない楽しい学校づくりを推進する。
- ・ 豊かな心とたくましく健やかな体を育成する。

## 〈社会教育の重点目標〉

- ・ 社会総がかりで子どものはぐくみを推進する。
- ・ 生涯にわたる学習活動を主体的に行い、学び合い、つながり合う社会を実現する。



大山崎町教育委員会

## 基本理念

「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまぎき』  
～学び、自立、つながりの確立を目指して～

**学 び**：一人一人が自己の多様な個性・能力を伸ばすこと  
**自 立**：他を認めながら、自己の人生を主体的に切り拓いていること  
**つながり**：協働を通して、ともに支え合い高め合う社会のこと

第3期大山崎町教育振興基本計画では、基本理念を「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまぎき』」とおき、その具体的な実現目標を「学び、自立、つながりの確立を目指して」とし、実現のための施策として4つの基本的方向を定めている。

「令和3年度指導の重点」においても、この基本理念のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善、教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」など、新学習指導要領を踏まえた上で、学校教育・社会教育の在り方や進め方を示し、学校、関係機関・団体との連携・協働のもと、ここに記した施策を中心に大山崎町の学校教育・社会教育の推進に努める。

## 実現のための4つの基本的方向

**【基本的方向1】** 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進する。

生きる力の基礎となる力「確かな学力、豊かな心、健やかな体」をはぐくむ。

**【基本的方向2】** 学びを支える教育環境を充実する。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、指導力の向上や教育環境の充実を図る。

**【基本的方向3】** 学び合い、つながりのある地域社会を創造する。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図る。

**【基本的方向4】** 生涯スポーツの推進と郷土の歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進する。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進する。

# 具体的施策の実践内容

**【基本的方向1】** 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進する。

生きる力の基礎となる力「確かな学力、豊かな心、健やかな体」をはぐくむ。

## 【重点目標1】 質の高い学力の育成

基礎・基本的な「知識及び技能」の確実な習得と知識・技能を活用して課題を解決するための「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成する。

- ① 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善や、振り返り学習を充実するなど、基礎基本を身に付ける取組の推進
- ② 学び合いの中での、コミュニケーション能力や粘り強さなど非認知能力の育成
- ③ I C Tを効果的に活用し、児童生徒の状況に応じた授業展開や個に応じた指導の充実  
また、児童生徒のI C T活用力の育成・プログラミング教育の充実
- ④ 言語環境を整えるとともに、各教科等の特質に応じた言語活動の充実
- ⑤ 「大山崎町英語教育推進計画」に基づく、英語学習の充実とグローバル化に対応できる児童生徒の育成
- ⑥ 英語検定などの検定を用いた、学びに向かう力・人間性等の涵養
- ⑦ 環境問題や情報技術革新など現代的課題に対する関心を高め、とどまることなく変化  
する社会に対応できる力の育成
- ⑧ 望ましい職業観・勤労観や社会性の育成
- ⑨ 「大山崎っ子できます10」などを活用した基本的な生活習慣の確立と主体的に取り組む家庭学習の定着
- ⑩ 「大山崎町子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づく読書活動の充実

## 【重点目標2】 一人一人を大切にした教育の実施

特別支援教育、人権教育など一人一人を大切にした教育を推進し、その能力や可能性の伸長と実践的態度を育成する取組を推進する。

- ① 一人一人の学習状況を把握し、個に応じたきめ細かい指導の充実と授業改善
- ② 特別な支援が必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援と社会参加する資質や能力の育成
- ③ 町教育支援委員会における就・修学の支援や進路指導の充実
- ④ 人権意識の高揚と人権を尊重する態度や実践力の育成及び人権学習の充実
- ⑤ キャリア教育を充実し、自己の進路を主体的に切り拓く児童生徒の育成

## 【重点目標3】 規範意識の醸成や他者への思いやりなど豊かな心の育成

学校や社会のきまり・ルールを守り、社会の一員としての自覚を深めるとともに、よりよく生きようとする力の源泉となる豊かな心をはぐくむ。

- ① 自主的・自律的に判断し、行動できる能力・態度の育成
- ② 「特別の教科 道徳」の充実と教育活動全体を通して道徳性の育成
- ③ 教育活動全体を通じて、自己肯定感・自己有用感の育成
- ④ 豊かな自然とのふれあい・体験活動を通して、生命や自然を大切にする心や優しさの育成

## 【重点目標4】 健やかな体の育成と体力の向上

生き生きとたくましく生きるため、体育・スポーツ活動に親しむ習慣や望ましい食習慣など、健康的な生活を実践する態度を育成する。

- ① 運動することの楽しさや喜びの感受と自己の体力の理解や積極的な体力・運動能力の向上
- ② 外部指導者を活用するなどした運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- ③ 薬物乱用防止教室をはじめとした健康の維持増進のための学習の充実
- ④ 食育の取組などによる望ましい食習慣の確立

## 【基本的方向2】 学びを支える教育環境を充実する。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、教育環境を整備し、教職員の指導力向上を図る。

### 【重点目標5】 信頼を高める学校づくりの推進

家庭や地域社会と連携・協働して、信頼に応える学校づくり、開かれた学校づくりを推進する。

- ① カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた教育課程の編成
- ② 学校だよりやホームページなどを活用した、学校から家庭や地域社会への情報発信
- ③ 教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒同士の好ましい人間関係の構築
- ④ 学校内外での計画的・継続的な研修などによる教職員の資質・能力の向上
- ⑤ 地域の活動と連携・協働し、地域コミュニティの場となる学校づくりの構築

### 【重点目標6】 安全安心で、いじめのない楽しい学校づくりの推進

安全な環境の中で、いじめのない楽しい学校生活が送れるよう、家庭・地域社会と連携した取組を推進する。

- ① 学校における「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの防止と早期発見・早期解決
- ② P T A、子ども安全見守り隊などとの連携による地域ぐるみでの見守り活動の実施
- ③ 学校内外の安全安心を確保するため、緊急時の対応方法の徹底と防犯活動の実施
- ④ 危機回避能力の育成と災害に対応した避難訓練・防犯訓練の実施
- ⑤ 子どもの学びを止めない学習の継続・保障の取組の推進

### 【重点目標7】 指導体制の充実

少人数授業やティームティーチングなどの指導方法、少人数学級や専科指導などの指導体制における工夫改善と指導力の向上を図るため、組織的な指導体制づくりを推進する。また、保幼小中の連携・接続を踏まえた教育体制を構築する。

- ① 少人数授業や専科指導の実施、ICTの効果的な活用などきめ細かな指導体制を充実し、一人一人に応じた指導を推進
- ② 教職員が子どもと向き合い、自らの資質・能力の向上に取り組むことのできる環境づくりの推進
- ③ 小・中学校間の連携を深化し、学習や指導の連続性・一貫性を重視した教育内容の充実
- ④ 「スクールカウンセラー」や適応指導教室を活用した不登校などの教育課題の解決に向けた取組の充実
- ⑤ 「まなび・生活アドバイザー」などと連携した経済的に困難な環境にある児童生徒への学びと生活の支援
- ⑥ 切れ目なく学ぶことができるよう、保幼小中の連携・接続を推進

### 【重点目標8】 教育効果をあげる教育環境の充実

学校施設を整備・充実し、質の高い教育が効果的に実施される環境づくりを推進する。

- ① 学校施設等の整備・維持管理
- ② ICT環境を整備し、学びの充実と日常的にICTを活用できる指導体制を構築
- ③ 読書の機会を増やすなどの学校図書室の充実
- ④ 中学校給食導入・小学校給食施設の改善に向けた取組の推進と、食育の趣旨を踏まえた安全安心な学校給食の充実

## 【基本的方向3】 学び合い、つながりのある地域社会を創造する。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図る。

### 【重点目標9】 生涯学習を推進する体制の充実

生涯にわたって多様な学習活動に取り組み、住民一人一人が「生涯をとおして、理解し合い、学び合うまち」づくりをめざして、学び続けることのできる学習環境の整備・充実に努める。

- ① 社会教育委員会議をはじめとする社会教育関係組織及び関係団体の活性化
- ② 社会の変化や住民ニーズの把握と、現代的課題に関する活動の支援
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた、関係機関と連携した学習・取組の推進
- ④ 学校や地域で活躍する人材の把握と積極的活用、生涯学習ボランティアや地域等において指導的役割を担える人材の育成

### 【重点目標10】 家庭の教育力の向上

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の出発点である家庭の教育力を高めるための支援を推進する。

- ① 町立学校PTAの保護者同士のネットワークづくりの推進と、PTA活動の充実に向けた支援
- ② 基本的な生活習慣や読書習慣の確立、親子のより良い関係づくり等に寄与する取組の推進による家庭の教育力の向上

### 【重点目標11】 地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを健全にはぐくむ環境づくりの推進

- ① 地域住民の参画や地域の特色を生かした事業を展開することによる地域コミュニティの活性化
- ② 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブの適切な運営と、ときめきチャレンジ推進事業（放課後子ども教室など）の充実
- ③ 地域の諸団体との連携・協力による、様々な体験活動を通じた青少年健全育成の支援

### 【重点目標12】 人権教育・啓発・擁護活動の推進

近年、いわゆる「人権三法」など、個別の人権問題に関する法整備が進んできていることや、新型コロナウイルスに係る人権問題など今日的な課題も踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識を高め人権感覚を身に付ける取組を推進するとともに、実践につながる自発的な学習活動を促進する。

- ① 町人権教育研修会の実施と人権尊重が実践できる態度の育成
- ② 人権週間や人権強調月間における啓発事業などの実施
- ③ 町立学校PTA、少年補導委員会、人権擁護委員会等、町内の関係団体・行政組織と連携したいじめや児童虐待の早期発見・対応等、実践的な活動の促進

### 【重点目標13】 社会教育施設の活用

多様な学習機会を増やすとともに、地域のネットワークの拠点である社会教育施設の充実と活用の促進を図り、学習・文化活動場面での町民の協働を推進する。

- ① 町立中央公民館の活用の促進と教養・文化などの向上
- ② 町立中央公民館図書室の機能充実とインターネットサービスの啓発による活用の促進
- ③ 町歴史資料館の展示や文化講座の充実と、学習・交流の場としての活用の促進
- ④ 自己実現、次世代育成の機会として、地域交流、世代間交流場面の積極的な提供

**【基本的方向4】** 生涯スポーツの推進と郷土の自然や歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進する。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進する。

**【重点目標14】** 生涯スポーツの推進

誰もが心身共に健康な生涯を実現できるように、各スポーツ施設を整備・充実し、日常的に体力・競技力の向上が図られる環境づくりに努め、年齢や体力、目的に応じて、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツを振興する。

- ① 町内スポーツ施設の整備・競技用具等の充実とさらなる取組の推進
- ② 大山崎町の特色を活かし、地域に根ざしたスポーツ活動に向けた学校体育施設の有効利用と、地域スポーツ活性化の推進
- ③ 町体育協会やスポーツ推進委員などの協力のもと、スポーツ事業の充実とスポーツへの関心・意欲の高揚
- ④ 各種スポーツ団体の自主的な活動への支援と、スポーツ少年団加入率の維持・向上による青少年の健全育成

**【重点目標15】** 文化活動の促進と文化財の保護・活用

天王山と三川合流地点の地形に恵まれた町の美しい自然と豊かな歴史を活用し、自分の住んでいる地域への愛着や誇りをはぐくむとともに、様々な取組や町内にある数多くの文化財に興味・関心を持ち、郷土の歴史や伝統文化を受け継ぐ。

- ① 豊かな自然と歴史が刻まれた天王山、三川合流についての学習、天王山山麓の環境学習の推進と、環境保全の推進
- ② ボランティアの協力のもと、町の歴史を学ぶフィールドワークや町の自然・歴史・文化を活用した授業の実施
- ③ 妙喜庵の国宝の茶室「待庵」や平安宮の瓦を生産した「史跡大山崎瓦窯跡」など、多くの文化財の保護と郷土の歴史や伝統文化を尊重する態度の育成
- ④ 町の歴史と文化を紹介する常設展や企画展の実施と文化財の調査・保護・活用の推進
- ⑤ 歴史講演会や夏休み子ども歴史教室などの開催等、地域の文化財や歴史を体系的に学ぶ環境の提供





## 第6号議案

大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会  
教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 森 一眞

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 提案理由

森 一眞氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第7号議案

大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会  
教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 上田 幸代

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 提案理由

上田 幸代氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第8号議案

大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会  
教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 森 かおる

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 提案理由

森 かおる氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第9号議案

大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 綾木 英雄

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由

綾木 英雄氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第10号議案

### 大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

## 記

名 前 並川 裕子

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 提案理由

並川 裕子氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第11号議案

### 大山崎町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項の規定により、下記の者を大山崎町社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会  
教育長職務代理者 榎本 和彦

### 記

名 前 岡田 良子

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 提案理由

岡田 良子氏は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び大山崎町社会教育委員設置条例（昭和54年条例第3号）第2条第2項に規定する委員として人格識見高く、社会教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第12号議案

大山崎町指定文化財の指定について

大山崎町指定文化財に下記を指定したいので、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

文化財 久保川遺跡出土墨書石  
構造等別紙参照

提案理由

大山崎町文化財保護条例第6条の規定により提案する。

# 指定説明書

## ・久保川遺跡出土墨書石

所有者 大山崎町（保管）

所有者の住所 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3

場所の所在 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字算用田 21-1

### 〔概要〕

遺跡名 久保川遺跡

出土場所 大山崎町字円明寺小字里後

#### （遺構）

久保川遺跡は、拠点的な居住域と園池で構成されている。墨書石は、池の周囲に広がる礫敷きの広場から出土した。

#### （遺物）

扁平な自然石（砂岩）の両平面に墨書がなされている。両面には渦巻状の文様が描かれている。この筆の運びは、「の」字状に右回りに展開し、1回半あるいは2回半と回転し、頂部に達したところで中心に帰える。1回半の渦巻状文様の周囲には、「王王王」、「□」、「鬼鬼鬼」、「神」の文字が配されている。また渦巻状文様と王の間には符籙が記されている。渦巻状の文様の筆の運びから推測される天地と符籙のそれが一致することから、「王」を頂部とする向きが正位置に推測される。渦巻状の文様・王・鬼・神・符籙の配置状況は、墨書の意図が呪術的であったことを想起させる。この渦巻状の文様は、「ヒノワ」と呼ばれる近世のまじないで用いられる文様と共通している。円の中心で筆を止めることによって「封ずる」意味が込められているという。近世のまじないの用法の淵源が古代に求められる可能性を有する。

#### （時期）

共伴する土器の編年観から、8世紀後半ごろに比定される。

#### （意義）

本文化財は、奈良時代の呪術を考えるうえで重要な資料である。また近世のまじないの用法との共通性も認められる。呪術の成立と伝授された過程を考えるうえで重要な資料といえる。

### 文献

「長岡京跡右京・久保川遺跡の墨書石」（『木簡研究』第24号、2002年）

「長岡京跡右京第735次（7ANSSR-4地区）発掘調査報告」（『大山崎町埋蔵文化財調査報告書』第33集、2006年）。



第13号議案

大山崎町指定文化財の指定について

大山崎町指定文化財に下記を指定したいので、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

文化財 島本町大山崎村史蹟景勝鳥瞰図  
構造等別紙参照

提案理由

大山崎町文化財保護条例第6条の規定により提案する。

# 指定説明書

## 島本町大山崎村史蹟景勝鳥瞰図

### 一、 絵図 1 幅

所有者 大山崎町歴史資料館(所蔵)

所有者の住所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光3

場所の所在 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光3

### 〔概要〕

島本町大山崎村史蹟景勝鳥瞰図は、近現代の観光画家として知られている吉田初三郎(1884～1955)、あるいは彼の養子朝太郎(1902～1978、二代目初三郎)の作品である。画面法量は縦39 cm、横66 cmを測り、形状は絹本である。絵図は無地の掛軸に貼付されている。

本図の類図については、昭和32年(1957)頃、島本町役場が発行した冊子「天王山 島本町大山崎村」に図版が掲載されていた。平成23年(2011)4月、歴史資料館が古書店で本図を購入したが、これが前出類図の原図にあたる。初三郎の署名、落款は見られるが、昭和32年当時は彼の没後2年を経過し、初三郎の遺作か、あるいは養子朝太郎(二代目初三郎名義)に託された作品であろう。すでに初三郎は、昭和16年(1941)において、史跡桜井駅跡を中心に据えた「桜井周辺図」(原図 島本町立歴史文化資料館所蔵)を仕上げしており、ほぼ同じ構図で島本、大山崎の由緒地を描いていた実績を持つ。初三郎は、その縁から、戦後も再び島本町、大山崎村(当時)の観光図を手掛けたことになる。戦後復興期から高度成長期への転換期、島本、大山崎の観光地、住宅開発や交通機関を知り得るとともに、府域を越えた観光誘致活動を進めていた様相を考える資料としても注目される。

### (時期)

昭和32年(1957)頃

### (意義)

本文化財は、戦後の高度成長期における島本町、大山崎村の景観を知り得る貴重な絵図である。また、本図は観光画家吉田初三郎、あるいは養子朝太郎の原画であり、彼の作品の変遷を考える定点となる資料である。

### 文献

「吉田初三郎『島本町大山崎村史蹟景勝鳥瞰図』について」(『大山崎町歴史資料館 館報』18号 2012年)

## 第14号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 小島 弘美

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 提案理由

小島 弘美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第15号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 礒川 由美子

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

礒川 由美子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第16号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 津田 備子

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

津田 備子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第17号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 清水 里美

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

清水 里美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第18号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 三浦 靖

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

三浦 靖氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第19号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 木村 嘉男

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

木村 嘉男氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。



第20号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 箕田 恵子

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

箕田 恵子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第21号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 吉川 理香

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 提案理由

吉川 理香氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第22号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 浅野 輝男

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 提案理由

浅野 輝男氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第23号議案

大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 津田 定豊

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 提案理由

津田 定豊氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第24号議案

大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 長谷川 里美

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 提案理由

長谷川 里美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

## 第25号議案

大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月22日 提出

大山崎町教育委員会

教育長職務代理者 榎本 和彦

記

名 前 安田 未来

任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

安田 未来氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。